

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和4年4月11日

堺市議会議長 池尻 秀樹 様

議員氏名 白江 米一



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和3年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等			
1 政務活動費	3,195,000	@270000円	×	3ヶ月	= 810,000 円
		@265000円	×	9ヶ月	= 2,385,000 円
2 その他	26,071	自己資金			
収入合計	3,221,071				

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	0	0	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	93,357	93,357	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	71,693	71,693	
広 報 ・ 広 聴 費	52,140	52,140	
人 件 費	1,601,884	1,601,884	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,401,997	1,375,926	
支 出 合 計	3,221,071	3,195,000	

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[要請・陳情活動] ガソリン代	4/11. 5/13. 6/17. 7/5. 8/13. 9/7. 10/7. 11/12. 12/30. 1/25. 2/13. 3/14	4～3月分ガソリン代
新幹線代	4/16.	東京への陳情の為、新幹線を利用した。
[資料購入費] 新聞代（産経新聞）	4/30. 5/23. 6/26. 7/23. 8/26. 9/23. 10/28. 11/26. 12/25. 1/29. 2/27. 3/27	社会情勢収集の為、新聞を購入した。
[広報・広聴費] チラシの印刷・配布	8/11. 8/18. 8/23. 9/2	R3、2、3月に議会や市政の情報等を市民に報告する為、チラシを印刷・配布した。
[人件費] 事務所人件費	4/5. 4/30. 6/7. 7/5. 7/9. 8/10 9/3. 10/5. 11/5. 12/3 12/15. 1/5. 2/9. 3/5	議員が行う事務活動を補助する職員を雇用した。
[事務・事務所費] 事務所の賃借 駐車場の賃借 その他事務所内の使用消耗品・備品等	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行う為、美原区阿弥に於いて、事務所・駐車場の賃借して、その他備品・事務用消耗品を購入した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3・4・5	4-①		7,171	-7,171	コピー機リース代	⑨	
3・4・5	4-②		110,737	-117,908	3月分 人件費	⑧	
3・4・9		810,000		692,092	政務活動費 4・5・6月分		
3・4・11	4-③		4,547	687,545	ガソリン代 (3月分)	③	
3・4・16	4-④		14,720	672,825	新幹線代 (新大阪→東京)	③	
3・4・16	4-⑤		1,460	671,365	タクシー代 (東京駅→衆議員第一議員会館)	③	
3・4・16	4-⑥		1,460	669,905	タクシー代 (国交省→東京駅)	③	
3・4・16	4-⑦		14,720	655,185	新幹線代 (東京→新大阪)	③	
3・4・16	4-⑧		1,600	653,585	駐車場代	③	
3・4・20	4-⑨		1,555	652,030	コピー機使用料	⑨	
3・4・20	4-⑩		6,415	645,615	電話・インターネット代	⑨	
3・4・23	4-⑪		59,020	586,595	家賃・電気代	⑨	
3・4・25	4-⑫		19,200	567,395	駐車場代	⑨	
3・4・30	4-⑬		4,037	563,358	新聞代	⑥	
3・4・30	4-⑭		110,737	452,621	4月分 人件費	⑧	
3・4・30	4-⑮		5,555	447,066	携帯代 (3月分)	⑨	
月計		810,000	362,934				
累計		810,000	362,934	447,066			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3・5・6	5-①		7,171	439,895	コピー機リース代	⑨	
3・5・13	5-②		3,378	436,517	ガソリン代(4月分)	③	
3・5・16	5-③		27,984	408,533	空気清浄機	⑨	
3・5・16	5-④		31,744	376,789	プリンター・インク代	⑨	
3・5・19	5-⑤		2,238	374,551	コピー用紙・6個口コンセント	⑨	
3・5・20	5-⑥		2,261	372,290	コピー機使用料	⑨	
3・5・21	5-⑦		6,166	366,124	電話・インターネット代	⑨	
3・5・23	5-⑧		4,037	362,087	新聞代	⑥	
3・5・24	5-⑨		58,278	303,809	家賃・電気代	⑨	
3・5・25	5-⑩		19,200	284,609	駐車場代	⑨	
3・5・30	5-⑪		1,584	283,025	ディスペンサーアルコール	⑨	
3・5・31	5-⑫		5,543	277,482	携帯電話代(4月分)	⑨	
月計		0	169,584				
累計		810,000	532,518	277,482			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3・6・1	6-①		884	276,598	リングファイル (ブルー・グリーン)10点	⑨	
3・6・4	6-②		7,171	269,427	コピー機リース代	⑨	
3・6・7	6-③		110,737	158,690	5月分 人件費	⑧	
3・6・17	6-④		4,079	154,611	ガソリン代 (5月分)	③	
3・6・20	6-⑤		3,984	150,627	温度計 (体温計)	⑨	
3・6・21	6-⑥		8,312	142,315	電話・インターネット代	⑨	
3・6・21	6-⑦		1,540	140,775	コピー機使用料	⑨	
3・6・26	6-⑧		4,037	136,738	新聞代	⑥	
3・6・26	6-⑨		19,200	117,538	駐車場代	⑨	
3・6・28	6-⑩		10,544	106,994	事務所火災保険	⑨	
3・6・30	6-⑪		5,545	101,449	携帯電話代 (5月分)	⑨	
月計		0	176,033				
累計		810,000	708,551	101,449			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3・7・5	7-①		7,171	94,278	コピー機リース代	⑨	
3・7・5	7-②		110,737	-16,459	6月分 人件費	⑧	
3・7・5	7-③		4,518	-20,977	ガソリン代 (6月分)	③	
3・7・8	7-④		2,844	-23,821	明解 選挙法・政治資金法の手引 市政活動と政治活動の区別を勉強する為に購入した。	⑥	
3・7・9		795,000		771,179	政務活動費 7・8・9月分		
3・7・9	7-⑤		141,060	630,119	人件費 (夏期賞与)	⑧	
3・7・20	7-⑥		1,131	628,988	コピー機使用料	⑨	
3・7・23	7-⑦		4,037	624,951	新聞代	⑥	
3・7・25	7-⑧		19,200	605,751	駐車場代	⑨	
3・7・26	7-⑨		6,529	599,222	電話・インターネット代	⑨	
3・7・26	7-⑩		59,584	539,638	家賃・電気代	⑨	
月計		795,000	356,811				
累計		1,605,000	1,065,362	539,638			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3・8・2	8-①		5,548	534,090	携帯代 (6月分)	⑨	
3・8・4	8-②		7,171	526,919	コピー機リース代	⑨	
3・8・10	8-③		110,737	416,182	7月分 人件費	⑧	
3・8・11	8-④		32,340	383,842	市政報告両面カラーコート印刷代	⑦	
3・8・13	8-⑤		3,406	380,436	ガソリン代 (7月分)	③	
3・8・13	8-⑥		5,068	375,368	スチールラック4段	⑨	
3・8・18	8-⑦		5,280	370,088	チラシ配布代	⑦	
3・8・20	8-⑧		2,147	367,941	コピー機使用料	⑨	
3・8・23	8-⑨		6,515	361,426	電話・インターネット代	⑨	
3・8・23	8-⑩		7,920	353,506	チラシ配布代	⑦	
3・8・25	8-⑪		59,660	293,846	家賃・電気代	⑨	
3・8・26	8-⑫		19,200	274,646	駐車場代	⑨	
3・8・26	8-⑬		4,400	270,246	新聞代	⑥	
3・8・29	8-⑭		8,140	262,106	ツッパリシェルフアルゴス90D	⑨	
3・8・31	8-⑮		5,541	256,565	携帯代 (7月分)	⑨	
月計		0	283,073				
累計		1,605,000	1,348,435	256,565			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3・9・2	9-①		6,800	249,965	チラシ配布代	⑦	
3・9・3	9-②		110,737	139,228	8月分 人件費	⑧	
3・9・4	9-③		1,118	138,110	キョウリョクツツパリボール75-120S	⑨	
3・9・6	9-④		7,171	130,939	コピー機リース代	⑨	
3・9・7	9-⑤		5,760	125,179	ガソリン代 (8月分)	③	
3・9・21	9-⑥		955	124,224	コピー機使用料	⑨	
3・9・21	9-⑦		6,547	117,677	電話・インターネット代	⑨	
3・9・23	9-⑧		4,400	113,277	新聞代	⑥	
3・9・24	9-⑨		59,763	53,514	家賃・電気代	⑨	
3・9・25	9-⑩		19,200	34,314	駐車場代	⑨	
3・9・30	9-⑪		5,548	28,766	携帯電話代 (8月分)	⑨	
月計		0	227,799				
累計		1,605,000	1,576,234	28,766			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3・10・4	10-①		7,171	21,595	コピー機リース代	⑨	
3・10・5	10-②		110,737	-89,142	9月分 人件費	⑧	
3・10・7	10-③		6,883	-96,025	ガソリン代 (9月分)	③	
3・10・8		795,000		698,975	政務活動費 10・11・12月分		
3・10・20	10-④		12,247	686,728	コピー機使用料・カグクロオフィスデスク・カグクロTGワゴン用スペアキー	⑨	
3・10・20	10-⑤		7,006	679,722	電話・インターネット代	⑨	
3・10・22	10-⑥		4,608	675,114	アクリル製スタンド3mm厚対/アクリル仕切り3mm	⑨	
3・10・25	10-⑦		59,379	615,735	家賃・電気代	⑨	
3・10・25	10-⑧		19,200	596,535	駐車場代	⑨	
3・10・28	10-⑨		4,400	592,135	新聞代	⑥	
月計		795,000	231,631				
累計		2,400,000	1,807,865	592,135			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3・11・1	11-①		5,560	586,575	携帯電話代 (9月分)	⑨	
3・11・4	11-②		896	585,679	コピー機リース代	⑨	
3・11・5	11-③		110,737	474,942	10月分 人件費	⑧	
3・11・12	11-④		6,379	468,563	ガソリン代 (10月分)	③	
3・11・19	11-⑤		7,295	461,268	電話・インターネット代	⑨	
3・11・22	11-⑥		1,955	459,313	コピー機使用料	⑨	
3・11・25	11-⑦		59,404	399,909	家賃・電気代	⑨	
3・11・25	11-⑧		19,200	380,709	駐車場代	⑨	
3・11・26	11-⑨		4,400	376,309	新聞代	⑥	
3・11・30	11-⑩		5,562	370,747	携帯電話代 (10月分)	⑨	
月計		0	221,388				
累計		2,400,000	2,029,253	370,747			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3・12・3	12-①		110,737	260,010	11月分 人件費	⑧	
3・12・6	12-②		7,171	252,839	コピー機リース代	⑨	
3・12・15	12-③		131,980	120,859	人件費（冬期賞与）	⑧	
3・12・20	12-④		1,305	119,554	コピー機使用料	⑨	
3・12・21	12-⑤		6,525	113,029	電話・インターネット代	⑨	
3・12・22	12-⑥		51,832	61,197	プロジェクター / ケーブル	⑨	
3・12・22	12-⑦		78,896	-17,699	ノートPC / 延長保証	⑨	
3・12・24	12-⑧		59,097	-76,796	家賃・電気代	⑨	
3・12・25	12-⑨		4,400	-81,196	新聞代	⑥	
3・12・25	12-⑩		19,200	-100,396	駐車場代	⑨	
3・12・30	12-⑪		4,954	-105,350	ガソリン代（11月分）	③	
月計		0	476,097				
累計		2,400,000	2,505,350	-105,350			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4・1・4	1-①		7,171	-112,521	コピー機リース代	⑨	
4・1・4	1-②		5,583	-118,104	携帯電話代 (11月分)	⑨	
4・1・5	1-③		110,737	-228,841	12月分 人件費	⑧	
4・1・7		795,000		.566,159	政務活動費 1・2・3月分		
4・1・10	1-④		3,501	562,658	明解 選挙法・政治資金法の手引	⑥	
4・1・20	1-⑤		880	561,778	コピー機使用料	⑨	
4・1・22	1-⑥		6,483	555,295	電話・インターネット代	⑨	
4・1・25	1-⑦		59,609	495,686	家賃・電気代	⑨	
4・1・25	1-⑧		19,200	476,486	駐車場代	⑨	
4・1・25	1-⑨		5,740	470,746	ガソリン代 (12月分)	③	
4・1・29	1-⑩		4,400	466,346	新聞代	⑥	
4・1・31	1-⑪		5,857	460,489	携帯電話代 (12月分)	⑨	
月計		795,000	229,161				
累計		3,195,000	2,734,511	460,489			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4・2・4	2-①		7,171	453,318	コピー機リース代	⑨	
4・2・9	2-②		110,737	342,581	1月分 人件費	⑧	
4・2・13	2-③		6,011	336,570	ガソリン代(1月分)	③	
4・2・21	2-④		880	335,690	コピー機使用料	⑨	
4・2・22	2-⑤		6,791	328,899	電話・インターネット代	⑨	
4・2・23	2-⑥		12,872	316,027	ウイルスバスター(インターネットセキュ ティ)	⑨	
4・2・23	2-⑦		1,172	314,855	マウス(パソコン用マウス)	⑨	
4・2・25	2-⑧		60,864	253,991	家賃・電気代	⑨	
4・2・26	2-⑨		19,200	234,791	駐車場代	⑨	
4・2・27	2-⑩		4,400	230,391	新聞代	⑥	
4・2・28	2-⑪		5,545	224,846	携帯電話代(1月分)	⑨	
月計		0	235,643				
累計		3,195,000	2,970,154	224,846			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4・3・4	3-①		7,171	217,675	コピー機リース代	⑨	
4・3・5	3-②		110,737	106,938	2月分 人件費	⑧	
4・3・5	3-③		14,000	92,938	自治体議員 活動総覧 ～議員発言事例集～	⑥	
4・3・14	3-④		3,742	89,196	ガソリン代(2月分)	③	
4・3・22	3-⑤		18,480	70,716	コピー機使用料	⑨	
4・3・23	3-⑥		6,846	63,870	電話・インターネット代	⑨	
4・3・25	3-⑦		60,787	3,083	家賃・電気代	⑨	
4・3・25	3-⑧		19,200	-16,117	駐車場代	⑨	
4・3・27	3-⑨		4,400	-20,517	新聞代	⑥	
4・3・31	3-⑩		5,554	-26,071	携帯電話代(2月分)	⑨	
月計		0	250,917				
累計		3,195,000	3,221,071	-26,071			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 白江 米一

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住所	〒 [REDACTED] 羽曳野市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和2年 5月 1日 ~ 令和3年 4月 30日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	31時間15分 / 週 (1日 6時間15分 × 5日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	¥150,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 時間 (週勤務時間数) 時間	
		<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	原則、政務活動にのみ従事しているが、政務活動以外の業務を行う可能性もあるため、念のため80%とする。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	██████████	生 年 月 日
氏 名	██████████	██████年████月████日生
現 住 所	大阪府羽曳野市██████████	TEL ██████████

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和2年5月1日から 令和3年 4月30日まで 原則自動更新。どちらかに不都合が生じた際、相談協議。
就業場所	白江米一事務所 (大阪府堺市美原区阿弥 110-14)
仕事内容	経理事務を除く一般事務全般・ホームページ管理他ネット関連業務・地域活動補佐(政務活動)
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 0分から 午後 5時 0分まで (13時0分から13時45分)
休 日	土曜日・日曜日・祝日
給与(賃金)	月額150,000円 交通費 4,200円. 賞与の支給あり
給与支払	月末締め 翌月5日支払い
給与振込先	現金手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和2年5月1日

雇用者

白江米一 

被雇用者

██████████ 

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 白江 米一

フリガナ	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住所	〒 [REDACTED] 羽曳野市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和3年 5月 1日 ~ 令和4年 4月 30日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	31時間15分 / 週 (1日 6時間15分 × 5日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	¥150,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 時間 (週勤務時間数) 時間	
		<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	原則、政務活動にのみ従事しているが、政務活動以外の業務を行う可能性もあるため、念のため80%とする。		







※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		____年____月____日生
現 住 所	大阪府羽曳野市 	TEL 
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和3年5月1日から 令和4年 4月30日まで 原則自動更新。どちらかに不都合が生じた際、相談協議。	
就業場所	白江米一事務所 (大阪府堺市美原区阿弥 110-14)	
仕事内容	経理事務を除く一般事務全般・ホームページ管理他ネット関連業務・地域活動補佐 (政務活動)	
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 0分から 午後 5時 0分まで (13時0分から13時45分)	
休 日	土曜日・日曜日・祝日	
給与 (賃金)	月額 150,000 円 交通費 4,200 円 賞与の支給あり	
給与支払	月末締め 翌月5日支払い	
給与振込先	現金手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和3年 4月 23日		
雇用者	白江 米一 	
被雇用者		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
4	木	10:00	14:00	4:00		
5	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
6	土					
7	日					
8	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
11	木	10:00	14:00	4:00		
12	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	土					
14	日					
15	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	土					
21	日					
22	月	10:00	12:30	2:30		
23	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
24	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	土					
28	日					
29	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
30	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
31	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
合計				135:30	0:00	
出勤日数				23 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	土					
4	日					
5	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
6	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
7	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
8	木	10:00	14:00	4:00		
9	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	土					
11	日					
12	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	水	10:00	14:00	4:00		
15	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	土					
18	日					
19	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
21	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	木	10:00	14:00	4:00		
23	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
24	土					
25	日					
26	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	木					
30	金	10:00	12:00	2:00		
合計				120:15	0:00	
出勤日数				21 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
7	金	10:00	14:00	4:00		
8	土					
9	日					
10	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
11	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
12	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
15	土					
16	日					
17	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
21	金	10:00	17:00	5:00		休憩120分
22	土					
23	日					
24	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	木	10:00	16:00	5:15		休憩45分
28	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	土					
30	日					
31	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
合計				108:00	0:00	
出勤日数				18 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
4	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	土					
6	日					
7	月	10:00	14:00	4:00		
8	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
11	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
12	土					
13	日					
14	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
15	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	土					
20	日					
21	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	火	10:00	14:00	4:00		
23	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
24	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	土					
27	日					
28	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	火	10:00	13:00	3:00		
30	水	10:00	14:00	4:00		
合計				127:30	0:00	
出勤日数				22 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	土					
4	日					
5	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
6	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
7	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
8	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	土					
11	日					
12	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
15	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	土	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	日					
19	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
21	水	10:00	13:00	3:00		
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
30	金	10:00	12:00	2:00		
31	土					
合計				123:45	0:00	
出勤日数				21 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
4	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
6	金					
7	土					
8	日					
9	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
11	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
12	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	土					
15	日					
16	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
24	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	土					
29	日					
30	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
31	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
合計				118:45	0:00	
出勤日数				19 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
4	土					
5	日					
6	月	10:00	14:00	4:00		
7	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
8	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
11	土					
12	日					
13	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
15	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	土					
19	日					
20	月					
21	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
23	木					
24	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	土					
26	日					
27	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
30	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
合計				122:45	0:00	
出勤日数				20 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	土					
3	日					
4	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
6	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
7	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
8	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	土					
10	日					
11	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
12	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
15	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	土					
17	日					
18	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
21	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
23	土					
24	日					
25	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
30	土					
31	日					
合計				131:15	0:00	
出勤日数				21 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	水					
4	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
6	土					
7	日					
8	月	10:00	14:00	4:00		
9	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
11	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
12	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	土					
14	日					
15	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	土					
21	日					
22	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
23	火					
24	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	土					
28	日					
29	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
30	火	10:00	13:00	3:00		
合計				119:30	0:00	
出勤日数						20 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
4	土					
5	日					
6	月	10:00	14:00	4:00		
7	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
8	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
11	土					
12	日					
13	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
15	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	木	10:00	14:00	4:00		
17	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	土					
19	日					
20	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
21	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
23	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
24	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	土					
26	日					
27	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	水					
30	木					
31	金					
合計				120:30	0:00	
出勤日数				20 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
6	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
7	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
8	土					
9	日					
10	月					
11	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
12	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
15	土					
16	日					
17	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
21	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	土					
23	日					
24	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	土					
30	日					
31	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
合計				118:45	0:00	
出勤日数				19 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	木					
4	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	土	10:00	17:00	6:15		休憩45分
6	日					
7	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
8	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	木					
11	金					
12	土	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	日					
14	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
15	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	木					
18	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	土	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	日					
21	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
23	水					
24	木					
25	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	土	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	日					
28	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
合計				112:30	0:00	
出勤日数				18 日		



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

管理責任者 (議員名)	白江 米一		
事務所名	白江米一堺市議会議員事務所		
所在地	〒587-0003 堺市美原区阿弥110-14 TEL 072 (289) 9933		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先: [REDACTED])	
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	25.11 m ²	賃借料	月額 70,000 円 (政務活動費充当額 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月約120時間のうち約96時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代...80% <input type="checkbox"/> 水道代... % <input type="checkbox"/> ガス代... % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代...80% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (携帯電話)...70% 備品消耗品・ネット代...80%	
	駐車場 賃借料	80 %	月額 24000 円 (政務活動費充当額 19200 円) 【所在地】 堺市美原区阿弥10番地
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

定期建物賃貸借契約書

(事業用)

令和 元年 5月 11日

白江 米一様

2019年 5月11日

定期建物賃貸借契約についての説明

住所 堺市 

貸主  (印)

住所 堺市北区北花田町1番地 

代理人 有限会社  ハウス  (印)

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

記

(1) 物件	名称	美原区阿弥事務所	
	所在地	堺市美原区阿弥110番地14	
	部屋番号	1階	
(2) 契約期間	始期	2019年 5月13日から	10年間
	終期	2029年 5月12日まで	

上記物件につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

2019年 月 日

住所 _____

借主 _____ (印)

3-(4) 定期建物賃貸借契約書(事業用)

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 白江 米一 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	美原区阿弥事務所		1階 号室
	区画番号()			
	所 在 地	(住居表示) 堺市美原区阿弥 110 番地 14		
	(登記簿) 堺市美原区阿弥 110 番地 14			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・ XXXXXXXXXX ・垂鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / (3)階建/全()戸		
種 類	居宅・店舗	新築年月	平成 22 年 3 月	
面 積	25.11㎡ (公簿)			
附属施設	トイレ設備			

頭書(2) 事業内容

市議会議員事務所

頭書(3) 契約期間

2019年5月13日 から 2029年5月12日まで(10年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年5月11日

(契約終了の通知をすべき期間) 2028年5月13日から2028年11月12日まで

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 金 70,000 円 (内消費税等 円)	共益費	月額 ×円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	実費 (自己加入) 円
敷 金	金 XXXXXX 円 (賃料 ヶ月)	礼 金	金 70,000 円	附 属 施設料	月額 ×円 (内消費税等 円)
保証金	×円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件		水道代含みます、電気代は別途必要です。礼金は解約後も返還致しません。			
貸与する鍵	鍵 No.	玄関 (出入口)	シャッター		
	本 数	2 本	1 本		本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	三井住友銀行 金剛支店 普通 XXXXXXXXXX			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名
	住所 堺市

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	堺市
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 再契約に関する事項

一、契約条項第2条第2項及び第19条をご参照下さい。

頭書(9) 特約事項

一、本物件は現状有姿の状態で賃貸借を開始するものとします。
 一、駐車については事務所前を使用するものとし、貸主の自宅駐車場は来客用としてのみ使用することができるものとします。但し、貸主の在宅時(休日含む)は使用することができません。
 一、契約条項第6条(B)及び第18条第3項は非該当です。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 5 月 11 日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所	堺市美原区阿弥 110 番地 14		
乙・借主	氏名	白江 米一	TEL	
	住所	堺市		
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所	堺市		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	堺市北区北花田町2丁28番地 072-258-5315	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社エイショウハウス	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 白江 隆一	代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	大阪府知事 (8) 第34135号	免許証番号	大臣知事 () 第 号
	免許年月日	平成31年3月21日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名	Ⓜ
	登録番号	(大阪府知事) 第 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	有限会社エイショウハウス	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	堺市北区北花田町2丁28番地 072-258-5315	事務所所在地 TEL	

※ ㊦は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。
- 3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。
- 4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より頭書(4)に記載する額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項

を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条** 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条** 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
 - 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
 - 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条** 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条** 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
 - 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
 - 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
 - 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条** 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条** 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 賃料等支払い方法の変更
 - 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条** 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 長期に休業するとき
 - 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条** 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条** 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(再契約)

第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

- 2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

露天駐車場契約書

所在：堺市美原区阿弥101番地7

賃貸人： 

賃借人：白江米一

露天駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 白江米一 とは、下記場所を露天駐車場として、使用することで、賃貸借契約を締結した。

駐車場の場所

所在 堺市美原区阿弥101番7の土地全部

駐車台数 2台

- 第1条 賃借人は、賃借人関係の自動車2台を駐車目的のみに使用するものとする。
- 第2条 本件駐車場の賃料は月額金24,000円也とし、賃貸人は、毎月月末、翌月分を賃借人の事務所にて集金するものとする。
- 第3条 1、契約期間は、令和 元年 9月 1日から2年間とする。
2、契約期間中、中途解約する場合は、解約希望日の2ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割計算とする。
- 第4条 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の2ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。
- 第5条 賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。
- 第6条 賃借人は、その代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって、駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、賃借人は、すみやかに損害を賠償するものとする。
- 第7条 賃借人は看板等の工作物を設置するときは、賃貸人の同意を得るものとする。
- 第8条 本契約の終了の後は、直ちに賃借人関係の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、また、第7条の看板等の工作物が設置されている場合は、直ちに撤去し、賃借人

が本件駐車場を賃貸借成立当時の現状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条 賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払を2ヶ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 元年 9月 1日

賃貸人

住所 堺市

氏名

賃借人

住所 堺市美原区黒山868番地2

氏名

白江 米一

587-0003

大阪府 堺市美原区

阿弥

110-14

白江米一事務所

白江 米一

様



0005429# 07161 2511 00006018 01/01

ご請求書兼明細書

発行日 2019年 7月16日

毎々格別のご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

ご契約いただきましたリースのお支払いは、下記のとおりでございます。

ご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。

(初回のお引き落としは、2ヶ月分となります。)

お支払日の前日までに口座へのご準備をお願いいたします。

(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

契約額	契約額	398,400円
	消費税額	31,872円
	契約額合計	430,272円
前払リース料	前払リース料	0円
	前払消費税	0円
	前払リース料合計	0円
月額リース料	月額リース料	8,300円
	月額消費税	664円
	月額リース料合計	8,964円
契約年月日		2019年 6月 1日
リース期間		2019年 6月 1日より (48ヶ月)
		2023年 5月 31日まで

お支払方法	口座振替	お支払日	毎月 4日
金融機関	ゆうちょ銀行		
支店名	大阪貯金事務センター		
預金口座	普通	口座No.	[REDACTED]
口座名義	シラエ ヨネカス		

代表物件名

契約番号

コーカミノルタ bizhub C227 複合機

〒170-6073

東京都豊島区東池袋3-1-1

サンシャイン60・38F

リース&レンタル部

株式会社 クレディセ

0570-668-789

回数	お支払 日	お支払 リース料	消費税	残高 (税抜き)
1	190804	8300	664	390100
2	190804	8300	664	381800
3	190904	8300	664	373500
4	191004	8300	664	365200
5	191104	8300	664	356900
6	191204	8300	664	348600
7	200104	8300	664	340300
8	200204	8300	664	332000
9	200304	8300	664	323700
10	200404	8300	664	315400
11	200504	8300	664	307100
12	200604	8300	664	298800
13	200704	8300	664	290500
14	200804	8300	664	282200
15	200904	8300	664	273900
16	201004	8300	664	265600
17	201104	8300	664	257300
18	201204	8300	664	249000
19	201104	8300	664	240700
20	210204	8300	664	232400
21	210304	8300	664	224100
22	210404	8300	664	215800
23	210504	8300	664	207500
24	210604	8300	664	199200
25	210704	8300	664	190900
26	210804	8300	664	182600
27	210904	8300	664	174300
28	211004	8300	664	166000
29	211104	8300	664	157700
30	211204	8300	664	149400
31	220104	8300	664	141100
32	220204	8300	664	132800
33	220304	8300	664	124500
34	220404	8300	664	116200
35	220504	8300	664	107900
36	220604	8300	664	99600
37	220704	8300	664	91300
38	220804	8300	664	83000
39	220904	8300	664	74700
40	221004	8300	664	66400
41	221104	8300	664	58100
42	221204	8300	664	49800

回数	お支払 年月日	お支払 リース料	消費税	残高 (税抜き)
43	230104	8300	664	4100
44	230204	8300	664	3200
45	230304	8300	664	2400
46	230404	8300	664	1600
47	230504	8300	664	800
48	230604	8300	664	0

出張報告書

令和3年 7月 9日

会派の名称・議員氏名 白江 米一

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 国道309号の渋滞による都市開発計画道路、大阪河内長野線の全線開通、及び八尾富田林線、堺工区区間の早期整備について（要望）

2. 期間 令和3年 4月 16日（金）～ 令和3年 4月 16日（金）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	4月16日（金）	10:00～17:00	衆議院第一議員会館
②	月 日（ ）	～	
③	月 日（ ）	～	
④	月 日（ ）	～	

4. 面談者

幹事長・二階俊博、内閣府政務官・岡下昌平

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

【衆議院議員第一会館、及び自由民主党本部に於いて、二階俊博幹事長・岡下昌平内閣政務官に対し美原区の道路交通施策の要望をおこなった。】

本市の東部に位置する美原区を南北に通る国道 309 号は、本市と大阪府南東部及び大阪市内を結ぶ主要幹線道路であります。美原区役所を中心とする南北約 1 km の区間では慢性的な交通渋滞が発生しており、大阪府内に於いても有数の渋滞多発区間となっていることは、周知の事実であります。

近年、当該区間の渋滞対策として、ボトルネック交差点に於ける左右折レーンの設置等が行われてきましたが、当該区間の交差点の一つである舟渡北交差点では、左右折時の信号待ちの回数が 3 回以上にも達するなど、今日に於いても渋滞の解消には至っておらず、下黒山、下黒山南、舟渡南、菅生の各交差点に於いても同様の事象がしばしば見受けられる状況であります。

そして、この国道 309 号の美原区役所付近には、図書館・文化会館・福祉会館・消防署・警察署の公共施設の立地をはじめスーパー・大型電気店・ホームセンターなど多くの市民の集客の場とっており、これに加え、直近の開店を控えている商業施設黒山西地区の開発に加え、令和 4 年秋頃には黒山東地区開発に伴う大型商業施設の進出が予定されており、又、同時期に(仮称)堺市総合防災センターも開所を予定していることから、当該区間では、更なる交通の集中により、渋滞発生回数の増加や周辺住民の生活環境の悪化に拍車がかかる事が懸念されます。

以上の事から、安心安全な街づくりをめざす観点から、鉄道駅がなく、公共交通が脆弱な本市美原区に於いては、国道 309 号の交通渋滞に対する抜本的な対策は必要不可欠であり、喫緊の課題であります。

そこで、現在一部区間で共用開始されている都市計画道路大阪河内長野線及び八尾富田林線の全線開通は、国道 309 号の慢性的な交通渋滞の抜本的対策となる事が期待されているところであります。更に当該 2 路線の全線開通により美原区住民のみならず、大阪府南部、和歌山県北部及び奈良県南東部の経済活動にも寄与することは明白であります。

よって、本市の都市計画道路の大阪河内長野線及び八尾富田林線の早期全開通・共用開始を強く要望致します。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

4-④、4-⑤、4-⑥、4-⑦、4-⑧